

知的障害者旅客運賃割引規則

1991.12.1 制定

2022.2.25 改定

(適用範囲)

第1条 この規則は、知的障害者が単独又は介護者とともに、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社及び神戸電鉄株式会社（以下、3社を併せて「社」という。）の神戸高速線及び神戸高速線と連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に、社と旅客との間で締結する、鉄道による旅客の運送等に関する契約に適用され、契約の内容となる。

(知的障害者)

第2条 この規則において「知的障害者」とは、療育手帳制度（昭和48年9月厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者とに分ける。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。

イ. 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度の者

ロ. 肢体不自由、盲、聾啞等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって日常生活において常時介護を要する程度の者

(2) 「第2種知的障害者」とは、前各号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 知的障害者が、第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者である時は、知的障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独若しくは介護者と共に乗車する場合又は第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券 第1種知的障害者又は12才未満の第2種知的障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。

(3) 普通回数乗車券 第1種知的障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗

知的障害者旅客運賃割引規則

車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券を発売するものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は、神戸高速線及び神戸高速線と連絡運輸する運輸機関の各駅相互間とする。ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、神戸高速線と連絡運輸の取扱いをする他社線を通じて片道101キロメートル以上を乗車する場合に限る。

(割引率)

第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引はしない。

(割引乗車券類の購入申込)

第7条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合は、療育手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜の申込書をもって必要な乗車券類の申込をしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者とその介護者とが、同一列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引の旅客運賃の払いもどし)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券と、その介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、療育手帳を携帯して、係員の請求があった時は、いつでも呈示しなければならない。

(デジタル化された療育手帳情報の効力)

第10条の2 デジタル化された療育手帳情報は第7条に規定する割引乗車券類の購入申込み並びに前条に規定する係員請求時の呈示に限り、療育手帳の呈示に代わるものとして行うことができる。

2 前項に規定するデジタル化された療育手帳情報は、株式会社ミライロがサービスを提供する障害者手帳アプリケーション「ミライロID」とする。

(その他取扱方)

第11条 区間変更の取扱いに関しては、知的障害者とその介護者が同一の変更を行う場合限って取り扱う。